

日本科学者会議 京都支部ニュース 9月号 No.463

2022年9月13日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館 3 階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- ・（声明）安倍元首相の国葬に断固反対する……………2
- ・10.29 日本の学術の「再生」をめざす講演会……………3
- ・『日本の科学者』読書会8月例会（8/22）の報告「7月号特集：教養教育」……………5
- ・『日本の科学者』読書会10月例会（拡大読書会）のご案内（再掲）……………7
- ・大阪府市の教育「改革」10年を検証する第2回講演学習会……………8
- ・寄稿：福島原発事故による健康被害について（その1）{大倉弘之}……………9
- ・支部主催行事案内……………11
- ・支部幹事会だより……………12

<今年度会費の早期納入のお願い>

8月に送付した会誌に、2022年度会費未納の会員には請求書（郵便振替用紙）を同封しています。そこに記載の金額が請求額になります。この郵便振替用紙を使って納入をお願いいたします。過年度の未納会費がある方は、その分も請求させていただいております。なお、全国本部への会費納入は、月ごとに登録支部会員全員の本部会費を、その月までの既納入者の会費で納入していますので、早期に会費納入がないとやり繰りが大変なことになります。今年度会費の早期納入にご協力くださるよう切にお願い申し上げます。

（支部財政担当・細川）

声明

安倍元首相の国葬に断固反対する

2022 年 9 月 13 日 日本科学者会議京都支部幹事会

安倍晋三元首相は 2022 年 7 月 8 日、2 日後に行われる、参院選の街頭演説中に銃撃され死亡した。政府は、安倍元首相の国葬を 9 月 27 日に実施すると閣議で決定した。法的根拠もなく国会の議決も経ずに国葬を行なうことは憲法 19 条で定められた「思想、良心の自由」に反する行為である。

戦中の山本五十六の国葬（1943 年）は、国民を戦争に総動員するための国威発揚のための手段として使われた。その際の法的根拠は 1926 年に制定された国葬令であったが、この法律は、戦後の 1947 年には失効している。政府は、国の儀式が内閣設置法で内閣府の事務事項とされており、国葬は「国の儀式」であるとして、閣議決定を根拠に実施することができるとしている。これに関して、各野党や法律家からは、法的根拠がないので国会での審議が必要と指摘とされている。しかし、政府はこれに応じようとはしていない。国会での審議もなく閣議だけで一方的に決められた安倍氏の「国葬」は、まさに思想の自由や良心の自由を冒瀆する憲法違反の暴挙である。

安倍元首相が国葬に値する人物かについても十分な議論はなされていない。元首相は、憲法 9 条の「改正」を自らの政治目的とする政治的信条を持った政治家であり、「美しい日本」という偏った政治観のもとに第一期および第二期の通算 8 年半にわたって強権的・国粹主義的な政治を推し進めた。安全保障に関する事項では、海外派兵の解禁、平和安全法制（戦争法）の制定を主導した。国務大臣、国会議員は、憲法 99 条で「憲法を尊重し擁護する義務がある」と定められているにもかかわらず、これを無視して憲法 9 条を改正し、歯向かうものには秘密法で対抗するぞとの脅迫は、憲法を擁護すべきものが上に立つ違憲行為であったと言わざるを得ない。一方、安倍本人が当事者となった「森友・加計」問題や、「桜を見る会」に関しても十分な調査は行われていない。

安倍政権時代には、「海外派兵は違憲」と主張した内閣法制局長官の人事への介入、「付度」官僚の登用、官僚による情報の隠蔽や改竄が行われた。経済に関しても、「新自由主義」や「アベノミクス」により、富めるものはさらに富み、資本力のある大企業の株価は上昇し内部留保が大きく増加したが、雇用などが不安定な経済的弱者はさらに貧しくなり、経済格差の拡大が更に顕著になった。

「靈感商法」などの反社会活動が裁判で認定されたカルト宗教団体である旧統一教会に多数の自民党国会議員が支援を受け、見返りに違法行為を見逃していた事実が明らかになった。安倍氏は元総理大臣であり自民党の最重要人物である。旧統一教会との関わりや役割を徹底して究明すべきであるのに、岸田首相は安倍氏に関する調査はしないと明言している。安倍元首相の功罪に関しては今後も時間をかけて十分に議論されるべき課題であるが、国葬という国家行事により、安倍政権に対する考証を妨げる恐れがあり、岸田首相ならびに政権の対応は、これ

を封じる行動である。

多くの世論調査では、国葬に反対する意見が半数を超えている。政府は国葬を直に取りやめ、国会審議により「森友・加計」問題や、「桜を見る会」、官僚への介入問題、旧統一教会と安倍氏ならびに政治家の関わりについての真相究明を実施することを強く要請する。

10. 29 日本の学術の「再生」をめざす講演会

－権力による学問への攻撃を許さず市民とともに学術を発展させるために－

日時：2022年10月29日（土）13時30分～17時（13時、開場）

会場：同志社大学（新町キャンパス） 臨光館 R301教室（席数は約400。）

講演

1. 永田和宏 氏（JT 生命誌研究館館長，歌人，京都大学名誉教授，京都産業大学名誉教授）

演題：学問における批判性 － 学術会議会員任命拒否問題 －

2. 池内了 氏（名古屋大学名誉教授）

演題 加速する軍学共同路線 － 安全保障に取り込まれる「学」 －

3. 伊田久美子 氏（大阪府立大学名誉教授，日本学術会議連携会員）

演題：政治家による学術研究の名誉毀損；フェミ科研費裁判の争点

4. 吉中丈志 氏（公益社団法人京都保健会理事長，京都大学医学部臨床教授）

演題：七三一部隊と京都大学 － 学問の戦争への動員を許さないために －

主催：日本科学者会議京都支部，その他（現在，要請中）

連絡先：竹中寛治（tak.kanji@gmail.com），細川孝（hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）

・日本科学者会議京都支部は、今日の日本における学術、学問の「危機」とも言える状況について、その「危機」の打開と再生の道は、一人、学問に携わる研究者だけでなく、社会を構成している市民との共同による多様な行動を展開してゆくことにありと考える、学術関係者や多くの市民の方に向けて、今回の「10. 29 日本の学術の『再生』をめざす講演会」を行うこととしました。

・講演会では、学術、学問にかかって多くの分野で生じていることや、過去における研究の軍事動員のことも含めて、現在の日本において重要であると考え、4つの課題に絞って、それぞれの分野に精通されている方から講演を行っていただき、それぞれの課題の現状と打開の方向を示唆していただくことを考えています。そして、その4つの講演内容から明らかにされた内容を総合すれば、現在の日本における学術、学問の現状の全体の把握に迫ることができ、そこから、市民との共同の新たな展開の次の一歩につなげていけると考えています。

・主催団体については、学術にかかわるいくつかの関係団体に共催を呼びかけていくこととしています。

・講演内容にかかる学問、学術をめぐる動きの一端を紹介します。◎学術会議：日本学術会議は2017年3月24日、1950年の「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明並びに1967年の同主旨の声明の2つを継承することを確認しました。このことを敵視したのでしょうか、2020年9月成立の菅政権は発足直後に、説明無しに学術会議新会員6人の任命拒否を実行しました。以降2年間、政府による学術会議法違反及び6名の科学者の学問の自由の侵害状態が継続されたままとなっています。学術会議はこの8月に臨時総会を開催し、6人の任命を求めることを確認しました。◎軍学共同：岸田首相は7月の記者会見で要旨「NATOのGDP1%という数字を念頭に、5年かけて防衛力を抜本強化する」と述べ、現在のGDP比1%弱（約5.4兆円）の軍事費を、5年で倍増（約11兆円）することを示唆し、防衛省は来年度（2023年度）概算要求額を5兆5947億円としました。5月成立の経済安保法は、経済活動と科学技術研究を国家安全保障の柱に据え、軍事と一体化させて企業や科学者の研究に統制を強める法律です。骨組みと罰則だけの法律で、具体的内容は政府に白紙委任で国会を軽視しています。企業や科学者・技術者を罰則を伴う守秘義務で囲い込み、軍勢力増強に従わせる法案です。学問の自由の侵害です。◎フェミ科研裁判：ある国会議員が、2018年来、「反日学者に科研費を与えるな」という攻撃をツイッター等でくり返し、国会質問も行いました。科研費検索サイト先を示し、「『慰安婦』とか『徴用工』とか『フェミニズム』とか入れて検索もできます」とツイート。また、原告の一人に対して「ねつ造はダメです。」等と書くなど、公正に審査された研究に対して根拠のない批判をくり返しました。学問の自由への正面からの攻撃に対し、研究者4人が「国会議員の科研費介入とフェミニズムバッシングを許さない裁判」を起こしたものです。京都地裁では不当にも敗訴となりましたが、現在、大阪高裁に控訴し、10月7日に第1回口頭弁論を迎えます。◎研究の軍事への動員—731部隊—：この4月、京都大学学術出版会から「731部隊と大学」が発刊され、京都大学医学部の教授であった複数の方からの論文や、被害者側からの論文も掲載され、人間に対する非道な行為を行うに至った731部隊の行動について、今日時点で新たな角度からの解明も行っています。この本に記述されていることも含め、学問の軍事への動員は人道にもとることしかもたらさないことを、絶えず明らかにしてゆくことが求められています。

『日本の科学者』読書会 8 月例会 (8/22) の報告

7 月号 特集：現代を生きるための教養教育

標記例会が 8 月 22 日 (月) 15 時 30 分より 17 時 30 分まで ZOOM を用いて行われた。参加者 6 名。特集より 3 篇の論文が取り上げられた。

木戸衛一「武力信仰に抗する教養教育」(報告：左近拓男)

最初に今日の日本の学生の政治・社会に対する意識について他国との比較分析・考察を行っている。他国よりも政治的関心、社会的・政治的参加意欲、政治的有効感の低さや、留学意欲の乏しさが目立つ結果となった。

日本の学生の政治・社会意識の低下は彼らだけの問題ではなく、年長世代の政治・社会に対する態度に関連していることを指摘している。ドイツの教育と日本の教育を比較し、ドイツでは子どもたちが国家・社会の形成に主体的に参加できるようにする教育である「民主的市民性教育」が、ドイツの民主主義の強化、市民社会の促進に貢献していることを指摘した。1976 年に西ドイツで「ボイテルスバッハ合意」：ナチス独裁と第二次世界大戦を経験した戦後 (西) ドイツで 1976 年に採用された政治教育の原則。= 政治教育の原則。

他方、日本では、この「民主的市民性教育」に逆行する政治・社会環境となっている。今の日本の若い世代は、立憲主義・民主主義・平和主義の形骸化の中で生きている。「嫌韓・反中」を煽る週刊誌の広告、書店でのヘイト本、日本人を絶賛する「日本スゴイ」の番組・書籍などは、物心ついた頃からの日常風景。ナショナリズム、愛国心が強くはないが、「日本は一流国だ」と「日本人は、他の国民に比べて、きわめてすぐれた素質をもっている」。

安倍政権の「2012 年体制」下に軍事大国化・戦争国家化に沿った教育政策が続々と実行された。教育勅語を学校教材に使うことを容認(2017 年 3 月閣議決定)。中学校学習指導要領で必修の「武道」に「銃剣道」が導入。アドルフ・ヒトラーの自伝的著書「わが闘争」の教材使用認める(2017 年 4 月閣議決定)。2018 年度から移行措置期間を経て、2020 年度から小学校で道徳の教科化が完全実施。

教科書記述での「従軍慰安婦」の「従軍」という言葉や、朝鮮人の「強制連行」「強制労働」という用語は適切でないとした(2021 年 4 月閣議決定)。以上はすべて閣議決定事項。国会で議論されずに文科省ならびに教育関係者が鵜呑みにしている。筆者の懸念：大日本帝国と超国家主義を理想化する権力者の観念・利害に基づく「不当な支配」(改定教育基本法 16 条)によって、教育がますます自律性を失い、若い世代が排外主義・反知性主義に染め上げられていくのを危惧する。授業中に学生が、日本についての批判的論評を反射的に「反日的」と形容する態度からも、その兆候は感じられる。軍事大国化・戦争国家化のための教育政策が進められている中で、彼らが想像力・共感力・批判的思考力を深め、民主主義と平和の主体となるために、大学においても民主的市民性教育・平和教育が求められている。その例として、大阪大学豊中キャンパスの「平和の探求」が紹介されている。

2003 年開始のイラク戦争をきっかけに、当初は有志による集中講義を行なっていたが、2004 年度より全学共通教育科目として「平和の問題を考える」（通称「平和の探求」）を開講。シラバスは、①戦争、環境破壊、貧困、差別、DV などのあらゆる暴力を廃絶することをめざして、学際的に平和を探究する学問、「平和学」を知る、②さまざまな暴力が生み出される原因、暴力のメカニズム、暴力を克服する方法が科学的に解明されることを知る、③平和のために学問がなすべきことを学ぶ、④平和な未来を築くために自分たちのなすべきことを考える。授業形態：講義は教科書をベースに、主として人文学研究科・人間科学研究科・理学研究科・国際公共政策研究科の教員が持ち回り。時宜に応じてフォーラム形式やゲストスピーカーによる授業も実施している。常時 2~3 人の専任教員が自発的に同席している。受講生が自発的に企画して、韓国スタディツアーを行ったり。国内では、在日朝鮮人差別の象徴である京都の「ウトロ地区」や、岡山の国立ハンセン病療養所・長島愛生園などを訪れるなど活発な活動も行われている。

この平和教育の目的は、これらの授業を通じて学生たちが冷厳な現実を客観的に分析する能力と、この事態（ロシアのウクライナ侵攻）に乗じて武力対武力、GDP 比 2% への大軍拡、核共有、改憲を叫ぶ煽情的な宣伝に流されない批判的思考力と行動力を見つけてもらうことであり、この目的が「武力信仰に抗する教養教育」というタイトルに集約されている。

大倉 茂・澤 佳成「農学部・工学部における哲学・倫理学教育の意義—専門教育との相互

関係における人文系教養教育の試み」（報告：清水民子）

本論文は前半は東京農工大学における人文学の講義実践を紹介し、後半は新設講義「農の哲学と倫理」の内容を紹介したものである。

前者の講義「哲学」では、Ⅰ科学とは何か；Ⅱ自由とは何か；Ⅲ人間が働くことの意味について西洋思想史の視点から講じている。もう一つの講義「現代倫理論」もギリシャ哲学から近年のロールズやケアの倫理までを講じている。いずれも物の見かた考え方は歴史的につくられていることを伝え、目の前の学生に添った講義、彼らのキャリア形成を見越し、将来ぶつかるであろう諸問題を考慮しての授業づくりを心がけてきた。

後者は農学部の学生とともに「農とは何か」を根本的に考えぬく機会を得たいと新設した講義で、試行的開講は 2021 年からである。講義内容は、農のかたちは変化してきたが、「人間はなぜ農をするのか」という根本的な問いを大事にし、国際家族農業年（2014 年）、小農の権利宣言（2018 年）、家族農業の 10 年（2019~28 年）を展開してきた国連による小規模農業の連帯運動の理念（農作業だけでなく伝統工芸品製作や狩猟・採集をふくめ）、実践としてはネパールの〈キョウ民〉の活動に注目する。さらに農とかかわりの強い消費について、たとえば「エシカル消費」概念を批判的に検討する。

（討論）いわゆるリベラルアーツの教養教育ではなく、専門教育から求められる教養教育創出の試みとして興味深い。学生の問題意識をかきたてる授業法にも関心が寄せられた。

吉田 央「教養としての『社会の仕組み』認識の意義—福島原発事故を題材として」（報告：

大倉弘之)

文・理分断の問題意識から、社会との関係を見捨てず科学・技術を考えることはできないとして、福島原発事故における「社会の仕組み」を事例としている。

企業会計に現れた事故の影響として、2011年度に支払われた「原子力損害賠償費」約2兆5千億円および昨年度末までの支払額約10兆2千億円を、東電2012年度末決算中の「原子力損害賠償引当金」約2兆3千億円(2011年度末は未計上)や東電の支払い能力を表す「純資産」約1兆6千億円(2011年度末現在)と比べて、特別の救済なしには支払い不能に陥ったことが明らかにされる。

倒産制度に関して、仮に東電が破産処理された場合、当時の旧電気事業法の損害賠償より社債償還を優先する規定により、被害者が損害賠償を受けられなかった可能性大とした。一方、東電株主48人が旧経営陣5名に対し約22兆円を会社に賠償するよう求めた裁判は、株主代表訴訟制度による。

保険制度については事故被害の実態に比べて「無保険に近い状態」とする。

結局、政府による支援として「原子力損害賠償支援機構」が設立され、この「機構」に

全電力事業者が「一般負担金」、東電はそれに加え「特別負担金」も納付する。2020年度までで、納付総額は2兆円に満たない一方、「機構」は東電に約12兆4千億円の資金援助と1兆円の出資(実質国有化)を行った。

最後に、原発問題では、様々な分野の専門家の協力、他分野に関する最低限の理解、他分野に対する敬意などが必要となり、教養教育のテーマとして取り上げることで、そのような姿勢を養うことができるとした。さらに、事故発生時の原子力安全・保安院の院長や東電会長・社長が経済学部卒だったことを指摘し、「大企業幹部は科学技術全般に関して幅広い見識を持つことが求められる」などとしている。

(感想)「仕組み」については参考になったが、最後の東電幹部については出身学部以前に、必要な津波対策を先延ばしにした上に、保身を最優先するような人間性と人格の問題があると思われる。福島原発事故については、放射能による健康被害は無視され未賠償であることには触れられてない。原子力ムラなどの原爆に遡る歴史的認識、疫学についての基本知識などさらに多くの問題に対する理解が必要である。

『日本の科学者』読書会 10月例会(拡大読書会)のご案内(再掲)

9月号特集「社会的ひきこもりの人々の今日的課題」を下敷きに、執筆者も参加をし、ハイブリットの読書会を行う。

今日、文部科学省の調査では、不登校は16万人にものぼると言われており、そのうち中学校3年生は3万人以上を占めている。彼らの90%以上が義務教育年限を終えてひきこもりとなっていくと言われている。しかし、彼らの思いや声を出しにくい状況にあり支援も難しい。ひきこもりと関わる当事者、家族、支援者様々な声が集まった本特集を元に、ひきこもりの実態や課題について討議深め合いたい。

日時：10月9日（日）13時より（12時45分受付開始）16時半

場所：龍谷大学サテライトキャンパス

[京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町 939 075-353-9111](#)

ゲスト：上坂秀喜さん、柚木健一さん、森長はるみさん 他

（オンライン参加）松原よし子さん、サリネンれい子さん

ご参加には9月号をご一読をお勧めします。ご試読や参加の希望の方（オンライン参加、対面での参加いずれでも可）は、ご連絡をお願いいたします。コロナウイルス感染拡大防止のために、人数を制限把握させていただきます。ご試読ご希望の方は9月20日までに送付しますのでご連絡下さい。

ご参加の希望は marimarinon123@gmail.com（担当：近藤）にお問い合わせください。

大阪の教育を住民の手に取り戻そう！

大阪府市の教育「改革」10年を検証する第2回講演学習会

2021年大阪府で、教育の実態について声明を出した校長へ締め付け、それを応援した校長への訓告などがあった。この例は今後大阪だけにとどまることはないであろう。大阪府ではいじめや不登校などの減少を数値目標化し、教員評価にもつなげようとしている。より多くの人に教育現場の実態を共有し、考えあう機会を持ちたいと、研究者、教員、保護者関係なく学びあう場に関わっている。学校現場では各学校で「学校スタンダード」を定め、それに見合う学校運営が行われているか外部に問うことや、子どもたちに「学校スタンダードモデル」を示し、逸脱しないよう行動規制をかけることが行われている。

2006年の教育基本法「改正」を経て、教育行政基本条例が各地に制定されている。全国一律の教育の質の担保の保障をと謳うように見える。しかし、これによって、小学校から大学まで、政府や行政の介入が強まり、教育・学問の自由が阻害されている。「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである（旧教育基本法10条）」ことが守られていないことの課題を改めて考え、指摘をしなければますます教育の自主性が阻害され、教師も子どもも息苦しい状況になってしまう。このことを再確認し、次への道筋を考えたい。まずは大阪から発信し、より多くの人と学びあい考えあいたいと思っています。やや遠方となりますが、ご参加ください。（文責：近藤）

日時：9月18日（日）午後1:30～4:30

場所：堺市総合福祉会館第3会議室（南海高野線 堺東下車7分）

講師：久保敬（元大阪市立木川南小学校）濱元信彦（関西学院大学）

資料代：500円

主催：大阪の教育を考える堺市民の会

問い合わせ：申し込み 090-9981-9876(木下)imac@shoro.ocn.ne.jp(井前)

寄稿： 福島原発事故による健康被害について（その 1）

大倉弘之

この問題については、これまで『日本の科学者』や『京都の科学者』に何度か投稿してきたが、事故から 11 年半が経過した今一体どうなっているのか、チェルノブイリ事故後大量発生した小児甲状腺がんが福島でも心配されていたが、事故後の明らかな多発にもかかわらず、健康調査を継続している福島県も国も事故の原因であることを認めようとなない。今年になって、甲状腺がんと診断された子供たち 7 名（当初 6 名、9 月 2 日に原告 1 名追加）が健康被害への補償を求めて裁判を起こした。なぜこんなことになっているのか、現状と問題点について論じたい。多くの論点があるので、複数回に分けることにし、今回はこれまでの基本点と最近の動きの一端を紹介する。

2011 年 3 月の福島原発事故から半年後の 10 月から 2 年半かけて事故当時 18 歳以下の福島県民を対象に甲状腺検査が始まった。その後 2014 年度からは 2 年ごとに同検査は繰り返されて、現在 5 巡目の検査が行われている。福島県は 1 巡目では事故前の甲状腺がんの状況を調べるとしていたにもかかわらず、約 30 万人から 115 例もの甲状腺がんが発見された。これが、予想の「数十倍の多発」であるということは、福島県の県民健康調査検討委員会と甲状腺評価部会が 1 巡目についての「中間まとめ」で認めているが、これは原

発事故の影響であるかあるいは、エコー検査により将来発見されるであろう甲状腺がんを早期に発見しただけと主張する「スクリーニング効果」論を述べ、結論を先送りしている。

ところが、2 巡目検査で新たに 71 名の甲状腺がんが発見された。筆者はこの 2 巡目検査の一部の結果が発表され出した頃からこの問題に関わるようになったが、2 巡目の 1 年目の検査対象の 25 市町村の 2 巡目の結果を 1 巡目と比べて、仮に 1 巡目に事故の影響がないとしても、2 巡目で発生率の異常増加は明らかであり、事故の影響以外には考えられないと確信した。そのこととその後の検査結果の発表も含めて何度か発信を行ったが、実は、病気の原因特定についての学問である「疫学」の観点からは、1 巡目の多発の時点で原発事故が原因であるという結論が出ていたのである。2 巡目以降の結果はさらにそれを補強することになるが、今回は改めて 1 巡目について確認しておきたい。

ここで、WEB サイトを 2 つ紹介したい。

1. 「原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会」の WEB サイト：

<http://fukushimakkyoto.namaste.jp/akiraka/>

2. 「UNSCEAR2020/21 報告書検証ネットワーク」の WEB サイト：

<https://www.unscear2020report-verification.net/>

「明らかにする会」は2019年12月にこの問題に関心を持った京都周辺の研究者・市民により発足し、筆者も当初から参加してきた。この会の活動内容については、支部ニュース等でも随時ご紹介頂いてきたが、是非WEBサイトをご覧いただきたい。これまでに発行した2種類のパンフレットもこのサイトから注文できる。また、「検証ネット」は今年6月に発足した全国的なネットワークで、特に次回紹介する予定のUNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の「2020/21 報告書」の杜撰な内容、被ばく線量の驚くべき過小評価などに異議を唱えて活動が始まっている。また、疫学の専門家として、原発事故の原因であることを最初に指摘したのは岡山大学の津田敏秀氏であり、2016年に疫学の専門誌であるEpidemiology誌には2巡目までの結果を踏まえた論文が掲載されている。このネットワークを通じて津田氏の発信する情報から多くを学び、疫学についても再認識することとなった。

1巡目の115例の甲状腺がんは10万人当りにすると約38.3人である。一方、国立がん研究センターがん統計によると、甲状腺がんの発生率（2006～2010年平均）は年間10万人当り、0～4歳、5～9歳、10～14歳、15～19歳、20～24歳で順に0.00、0.03、0.11、0.85、2.24人であり、1巡目検査が行われた時点を事故から2年後として福島県のスクリーニングによる発見数と比較してみる。この時点で2～20歳の検査対象者から発見されるがんの累積数を推定する。例えば、12歳の10万人の集団では、12歳になるまでの毎年その時の年齢に応じた発生数を累積した $0 \times 5 + 0.03 \times 5 + 0.11 \times 3 = 0.48$ 人が推定発生数となる。この計算を2～20歳の各年齢層で行い

平均をとると10万人当り約1.38人となり、1巡目の結果はこの約27.7倍となる。「数十倍」と言われる根拠である。ただ、がん統計は臨床的に発見された数であるからスクリーニングの結果とは区別が必要である。甲状腺がんのエコー検査による診断では5.1 mm以上の結節をB判定として2次検査（精密検査）対象とし、5 mm以下は経過観察に回す（A2判定）。5.1 mm以上の結節でスクリーニングによりがん判定される段階から、スクリーニングによらなくても臨床的にがん診断に至るまでの期間（潜伏期間と呼ばれる）だけずらして比較する必要がある。津田論文に倣って潜伏期間を4年として比較してみると、事故から6年後に6～24歳となる検査集団10万人当りの推定累積数約4.6人を基準として、福島での1巡目の発見数は約8.3倍になる。

ところで、がんは結節と呼ばれるしこりの形で発見されるが、大人の甲状腺がんでは、潜在がんなどと呼ばれる増殖が非常に遅い場合があり、例えば他の原因での死亡後に発見されることもなども知られていて、がん判定と手術には慎重な判断が行われている。実際には結節以外に、嚢胞と呼ばれる液だまりも20.1 mm以上がB判定、20 mm以下がA2判定とされる。嚢胞自体は問題ないが大きなものにはがんが潜んでいる可能性がある。1巡目の検査対象者約36万8千人中受診者は約30万人で、このうちの半数弱がこのA2判定であり、大部分は20 mm以下の嚢胞である。5 mm以下の結節は1713人であった。一方、B判定は2293人でその内20.1 mm以上の嚢胞は12人であった。この2293人の中の診断確定者は2090人で、711人は経過観察に回され、残りの1379人中547人に細胞組織検査が行われ、115名が甲状腺がんと診

断されたことになる。このように、一定のガイドラインに従って所謂「過剰診断」を避けるような慎重な検査が行われている。これはチェルノブイリでのスクリーニングと基本的に変っていない。

さて、「スクリーニング効果」や「過剰診断」という言葉は使う人や使う場合によって意味が異なることがあるので注意が必要である。「過剰診断」とは潜在がんなどの治療が必要のない場合にがん診断をすることと言える。被ばくの影響を認めない理由に挙げる場合には「スクリーニング効果」は「過剰診断」とほぼ同じ意味で使われているように思える。一方、福島県の甲状腺スクリーニングによって、心配していた甲状腺がんが早期に発見され早期治療に繋がっているのは事実であり、この意味での「スクリーニング効果」とは明確に区別する必要があるであろう。過剰診断について韓国での例が引かれることがあるが、一時期韓国では上記のガイドラインとは異なり小さなサイズの結節も積極的に手術することが行われ過剰診断が問題になった。しかし、韓国でもガイドラインに従うようになって過剰診断は収まったという。また、チェルノブイリ原発事故では事故後 1～2 年後から臨床

的に甲状腺がんが見つかったが、事故から 4～5 年頃から日本からもチームが入ってエコー検査によるスクリーニングが行われるようになり、特にベラルーシなどの汚染地域で際立った多発が観察されるようになった。

当然原発事故の影響が疑われたが、その当時から日本の研究者などからエコー検査による「スクリーニング効果」による見かけの多発であるという説が出されるようになり、結論は先送りにされていた、しかし、事故から約 10～20 年後にかけて行われた主として事故後に生まれた子供たち約 4 万 7 千人を対象にしたエコー検査によるスクリーニングでは甲状腺がんは発見されなかったのである。このことを受けて、例えば国連組織である IAEA（国際原子力機関）も含めて原発事故による小児甲状腺がんの多発を認めた。このことは、エコー装置によるスクリーニングで過剰診断は起こらないというエビデンスにもなっている。以上から、福島での 1 巡目検査での甲状腺がん多発を過剰診断などでは説明できないことがわかるであろう。なのに、なぜ事故から 11 年以上も経っているのに、原発事故が原因であると認められないのか。この問題は次回も引き続き考えて行きたい。（続く）

支部主催行事案内

1. 9 月読書会 (ZOOM)

日時：9 月 19 日(月) 15：30～17：30

内容：JJS 8 月号「現代民主主義を問う」

報告：伊藤論文（前田）、芦田論文（菅原）、徳田・亀山・前田論文（左近）

<https://us06web.zoom.us/j/84564031748?pwd=SkdvQVMzNFloMyxzMjBsYTJRWnd5Zz09>

ミーティング ID: 845 6403 1748

パスコード: 584345

2. 京都支部 10 月拡大読書会 (対面&オンライン ハイブリッド開催)

日時: 10 月 9 日 (日) 13:00~16:30

場所: 龍谷大学サテライトキャンパス (キャンパスプラザ京都 内)
(京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町 939)

内容: JJS 9 月号 特集「社会的ひきこもりの人々の今日的課題」

ゲスト: 上坂秀喜さん, 柚木健一さん, 森長はるみ 他

(オンライン参加) 松原よし子さん, サリネンれい子さん

参加希望連絡先: marimarinon123@gmail.com (担当: 近藤)

3. 日本の学術の再生をめざす講演会

—権力による学問への攻撃を許さず 市民とともに学術を発展させるために—

日時: 10 月 29 日 (土) 13:30~17:00

場所: 同志社大学新町キャンパス臨光館 (りんこうかん) R 3 0 1 教室

内容:

(1)永田和宏氏 (JT 生命誌研究館館長, 歌人, 京都大学名誉教授, 京都産業大学名誉教授)

「学問における批判性—学術会議会員任命拒否問題」

(2)池内了氏 (名古屋大学名誉教授)

「加速する軍学共同路線—安全保障に取り込まれる「学」—」

(3)伊田久美子 (大阪府立大学名誉教授, 日本学術会議連携会員)

「政治家による学術研究の名誉毀損: フェミ科研費裁判の争点」

(4)吉中丈志氏 (公益社団法人京都保健会理事長, 京都大学臨床教授)

「731 部隊と京都大学 — 学問の戦争への動員を許さないために —」

◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況 (9 月 1 日現在)

一般会員:	180
特別会費会員:	2
家族割り特別会費会員:	3
若手会員:	13
会員合計:	198 人
読者:	3

2. 会費納入状況（9月1日現在）

2022年度納入者：一般 150/180，特別 1/2，家族 3/3，若手 4/13

2021年度納入者：一般 5/16，若手 0/4，若手特別 1/2

2020年度・2021年度未納者（休会者）：一般 1人，若手特別 1人

3. 会計報告 2022年8月決算

2022年度累計		2022年8月決算	
収入累計	2,338,307 円	8月収入合計	265,425 円
支出累計	<u>1,295,439 円</u>	8月支出合計	<u>225,275 円</u>
収支累計	1,042,868 円	8月分収支	40,150 円
前年度繰越金	<u>213,278 円</u>	前月繰越金	<u>1,215,996 円</u>
8月末残高	1,256,146 円	8月末残高	1,256,146 円